

専 決 処 分 書

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

訴えの提起については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 事件名 貸金返還請求事件
- 2 裁判所 伊丹簡易裁判所
- 3 当事者 原告 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
被告
- 4 理由 相手方は、私立大学等入学支度金の償還金を滞納しており、再三の催告にも応じないため、支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方が督促異議を申し立てたため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったとみなされたもの。

令和3年2月5日

伊丹市長 藤原 保 幸